

ID: 261

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<b>処分の概要</b>	代理人の選定		
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市墓地条例 第14条		
<b>例規番号</b>	令和2年条例第42号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (代理人)                  第14条 使用者が本市に住所を有しなくなるとき、又は有しないときは、本市に住所を有する者を代理人に定め、市長に届け出なければならない。ただし、市長が代理人を選定し難い正当な理由があると認めるときは、この限りでない。                  2 代理人は、この条例及びこの条例に基づく規則に定める義務を代行しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び名寄市墓地条例施行規則第12条による                  (代理人の選任)                  第12条 条例第14条第1項の規定により代理人を定めるとき、又は代理人を変更したときは、代理人選任届（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日